

「一部支給停止適用除外事由届出書」の添付書類

児童扶養手当の支給開始等から一定期間が経過した受給資格者については、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第13条の3第1項の規定により、児童扶養手当の支給額の2分の1が停止となります。ただし、就業している等下記のいずれかの適用除外事由に該当する場合は、適用除外事由の事実を明らかにする書類を添えて届出書を提出することで、支給停止の適用を受けません。

なお、期日までに届出がない場合は、所得に応じた支給額の2分の1が停止されますので、ご注意ください。

適用除外事由	必要な書類（いずれかの書類の提出要）	認められない例
1 就業している場合	・雇用証明書 ・賃金の支払明細書の写し ・自営業従事申告書 ・受給資格者が加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」の写し ※令和6年12月1日時点で発行されている健康保険証は最大1年間使用可能。	※雇用証明書の年月日が不詳 ※前年分の源泉徴収票 ※農業（営業）収入がないにもかかわらず、自営業従事申告書を提出した場合
2 求職活動等をしている場合	・求職活動支援機関等利用証明書 ・採用選考証明書 ・公共職業訓練を受講中又は受講予定であることを確認できる書類（受講指示書） ・職業能力開発・向上のために専修学校その他養成機関に在学していることが確認できる書類（在学証明書等）	※現況届提出の前後にのみ求職活動支援機関等にて利用の証明をもらった場合 ※ハローワークカード[※]は公共職業安定所での各種サービスを受けるための登録カード[※]であるため証明としては不可
3 児童扶養手当法施行令別表1に定める障害の状態にある場合	・身体障害者手帳1級～3級の写し ・療育手帳（A）の写し ・精神障害者保健福祉手帳1級・2級の写し	※精神障害者保健福祉手帳3級
4 負傷、疾病等により就業困難な場合	・特定疾患医療受給者証の写し ・特定疾患療養受療証の写し ・療養が必要であることを証する医師の診断書	※医師の診断書に基づかずに、自立支援医療受給者証（精神疾患）や生活保護のケースワーカーの意見書のみ ※病名のための診断書（就労ができない旨の記載がないもの）
5 対象児童又は親族の介護による就業困難な場合	※①及び②の両方が必要 ①当該児童又は親族が障害、負傷・疾病、要介護状態にあることを明らかにする書類 ・身体障害者手帳1級～3級 ・療育手帳（A）の写し ・精神障害者保健福祉手帳1級・2級の写し ・医師の診断書 ・特定疾患医療受給者証の写し ・特定疾患療養受療証の写し ・療養が必要であることを証する医師の診断書 ②受給資格者が当該児童又は親族の介護を行わなければならない事情を明らかにする書類（民生委員等の証明要）	※受給資格者が介護をしなければならないことについての民生委員等による証明がない場合

【問合せ先】結城市役所 子ども福祉課 子育て支援係

TEL 0296-34-0427（直通）